

今後の暴力団排除対策について

1 本年4月1日付の内閣総理大臣による当法人に対する勧告書を受けて、当法人は、4月16日、臨時の理事会を開催し、以下の通り、暴力団排除対策の方向性について決定した。

2 第三者委員会の設置

勧告書に示された本件事案の客観的かつ徹底した事実解明とそれに基づく再発防止策を徹底するため、新たに暴力団問題に詳しい弁護士3名を委員とする第三者委員会を設置し、勧告書の趣旨を踏まえて、今後の当法人の暴力団排除のための指針を含めた本事案に関する調査とそれに基づく意見を求めることとした（同委員会は、4月18日に発足する予定。）

3 今後の暴力団排除対策について

前記第三者委員会の調査と並行して、当法人においては、当面、下記の通りの再発防止策を推進する。

- (1) 3月24日に新たに設置したコンプライアンス委員会（委員長に竹花外部理事、委員に深澤監事（弁護士）、大庭監事（公認会計士）、坂井副会長及び阿部理事を指名）が、新たに囑託として採用予定の全国暴力追放運動推進センター参与ら警察OB2名とともに、暴力団排除対策を推進していく。
- (2) 当法人の事業全般にわたり、暴力団が介入するおそれがある分野を洗い出し、当法人が当事者となる契約全般からの暴力団排除方策を構築する。
- (3) 当法人の役職員（理事、代議員及び幹部職員）の暴力団問題に対する認識の確認と当法人の置かれた立場に対する危機意識の醸成。
- (4) 会員全体が危機感を共有するため、会長、役職員との意見交換の場をできるだけ設け、相互の意思疎通を図っていく。
- (5) 暴力団と交際を持たないためのマニュアルの策定を進める。また、会員に対する暴排教育を全国各地で実施するとともに、暴力団問題で悩みを抱えている会員の相談に対応できる仕組みをコンプライアンス委員会の下に設ける。これらの施策によって、当法人の暴力団問題についての対応力を高める。
- (6) 倫理規程、懲罰に関する規程、コンプライアンス委員会の運営に関する規程等の整備を行う。このため、当法人渡邊顧問弁護士をヘッドとする規程整備委員会を新設した。
- (7) 7月14日に臨時の総会を開催し、この間の対応について役職員全員が情報共有するとともに、各地区の会員に対する伝達を徹底するよう申し合わせる。

4 内外への説明責任について

今後、今回の勧告書の指摘事項及び前記理事会で決定した今後の暴力団排除に関する諸事項について、ホームページ上で公開していく。

今後、第三者委員会の議論や当法人の暴力団排除対策の推進状況について、ホームページを活用して、適切に発信する予定。

また、前記3（3）及び（4）を推進するため、倉本会長が本年中に行う会員約1500名とのミーティングにおいて、この問題を取り上げることとしている。さらに、コンプライアンス担当の理事らが、各地区代表の理事、代議員等との暴力団排除のための意見交換会を逐次実施していくこととした。